

令和3年9月3日

保護者各位

立山町立立山北部小学校
校長 岩 嶺 咲 由 里

新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底及び出席停止等の取り扱いについて

ご家庭におかれましては、日頃から新型コロナウイルス感染症に対するご配慮について、多大なるご理解とご協力をいただき、深く感謝いたします。

さて、先日来の感染状況に鑑み、児童の出席停止等の取り扱いについてご案内・お願いしてきたところではありますが、今一度、下記のとおりお願い申し上げます。

ただし、中部厚生センター等から直接指示又は要請があった場合は、その指示等に従ってください。

なお、これまで同様に学校との連絡を速やかにしていただけますよう、よろしくお願いいたします。

記

児童（本人）の状況	児童（本人）の出席停止等の取り扱い
1 本人が <u>感染した場合</u>	・ 本人の療養に対して「出席停止」とします。 （期間は、本人がPCR検査を受けた日から中部厚生センター等が登校を許可した日まで） 【学校の対応】 ① 在校児童の中で、本人以外にPCR検査対象者がいない場合は、学校は通常どおり開きます。 ② 在校児童の中で、濃厚接触者等、PCR検査対象者が特定された場合は、当該児童は「出席停止」措置とし、学校は通常どおり開きます。 ③ 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、その範囲に応じて、学級、学年、学校で臨時休業とします。 ※ <u>中部厚生センター、関係機関等の指示を受けながら適切に対応</u> をいたします。
2 本人または同居家族が <u>濃厚接触者と認定</u> されPCR検査を受ける場合	・ 本人を自宅待機とし「出席停止」とします。 （期間は、濃厚接触者と特定された日から中部厚生センター等に指示された日まで）
3 濃厚接触者ではないが、本人又は同居家族がPCR検査を受ける場合（中部厚生センター等の指示で検査を受ける場合）	・ 本人を自宅待機とし「出席停止」とします。 （期間は、検査を受けるよう指示があった日から、 <u>結果が判明した日まで</u> ）
4 本人又は同居家族に発熱等の症状が見られる場合	・ 本人を自宅療養とし「出席停止」とします。 （医療機関等に電話相談し、指示に従ってください）
5 その他、感染が不安で欠席させる場合	・ 合理的な理由があると校長が判断する場合は、「出席停止」とします。

※ 1～3については中部厚生センターや関係機関等の指示を受け適切に対応をしていきます。

※ 上記の場合、「欠席」ではなく「出席停止」の扱いとなります。

◆ 新型コロナウイルス感染症に係る連絡方法について

- (1) 平日：学校閉庁日（土日、祝日、夏季・冬季休業中の学校閉庁日）ではない日
・学校に直接連絡してください。
- (2) 平日の夜間（午後7時以降）及び学校閉庁日（土日、祝日、夏季・冬季休業中の学校閉庁日）
・以下の緊急連絡先にご連絡ください。

連絡先 立山町役場 教育課（当直） 076-462-9981

<お願い>

◇ 新型コロナウイルス感染症については感染対策を徹底しても感染リスクがあることをご理解いただき、子供たちの健やかな学びの保障のためにも、感染者や濃厚接触者、及びそのご家族の詮索、その後の誹謗中傷・差別等の行為がないよう、学校でも十分に指導いたします。ご家庭におかれましても、人権尊重の視点からご配慮いただきますよう、強くお願いいたします。

◇ 不要不急の外出を控えてください。

◇ ステージ3の間は、放課後や休日には、友達との交流（遊ぶこと）を控え、家族で過ごしてください。

※ 学校ではコロナウイルス感染拡大防止策として、一日おきに消毒業者が、教室や廊下の手すり、トイレ等の消毒作業を行っております。詳細は、立山北部小学校 HP または、学校だより5号に載せてあります。ご確認ください。

<問い合わせ先>立山北部小学校 教頭 清水 貞之

(電話) 076-462-1016